

青色申告

蒲田会報

No. 838

令和7年3月号

ホームページのパスワード

x6tk

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎

ご確認ください

納税の際のご注意

① 振替納税をご利用の方

確実に振替納税できるよう、振替日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

令和6年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替日は、令和7年4月23日(水)です。

消費税等の口座振替日は、4月30日(水)です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

② 現金で納税される方

令和6年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の納期限は、令和7年3月17日(月)です。

消費税等の納期限は、3月31日(月)です。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

納付書がない場合は税務署窓口などで入手の上、最寄りの金融機関または所轄税務署の納税窓口（9時～16時）で納付してください。

また、QRコードによりコンビニエンスストアで納付する方法もあります。



納税の方法

③ その他の納税方法

e-Taxで納付する方法（ダイレクト納付やインターネットバンキング等からの納付）、クレジットカードで納付する方法、スマホアプリで納付する方法があります。

※延納について

所得税等の確定申告により納付する税額（第3期分の税額）の2分の1以上の金額を3月17日(月)までに納付（振替納税の場合は4月23日に口座振替）すれば、残りの税額を令和7年6月2日(月)まで延納することができます。延納を希望する場合には、申告書第一表の延納の届出欄に「申告期限までに納付する金額（2分の1以上）」及び「延納届出額」を記入してください（振替納税の場合、延納の届出欄に記入がなければ延納になりません）。なお、延納期間は、年0.9%の割合で利子税がかかります。

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正してください。また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることができます。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正する場合があります。

また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務調査の上で税務署長が所得金額や税額を決定する場合があります。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※ ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

ワンポイント情報

おもな税務カレンダー (令和7年4月～8年3月)

	国 税	地 方 税 (23 区内)
4月	申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税 4/23(水) 消費税及び地方消費税の申告分の振替納税 4/30(水)	
5月		自動車税種別割・軽自動車税種別割
6月	消費税の中間申告と納付 (年3回の方) ～6/2(月)	都民税・特別区民税 第1期 固定資産税・都市計画税 第1期
7月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ～7/10(木) 申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第1期 ～7/31(木)	
8月		都民税・特別区民税 第2期 個人事業税 第1期
9月	消費税の中間申告と納付 (年1回・3回の方) ～9/1(月)	固定資産税・都市計画税 第2期
10月		都民税・特別区民税 第3期
11月		個人事業税 第2期
12月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第2期 ～12/1(月) 消費税の中間申告と納付 (年3回の方) ～12/1(月) 消費税簡易課税制度選択届出書提出期限 (注1)	固定資産税・都市計画税 第3期
1月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ～1/20(火) 法定調書合計表の提出	都民税・特別区民税 第4期 住宅用地の申告 償却資産の申告 給与支払報告書の提出
2月	申告所得税の確定申告と納付 ～3/16(月) 消費税及び地方消費税の申告と納付 ～3/31(火) 贈与税の申告 ～3/16(月)	固定資産税・都市計画税 第4期
3月		都民税・特別区民税の申告 (～15日) 個人事業税の申告 (～15日) 事業所税 (～15日)

注1 原則として「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないことになります。

毎月	源泉所得税の納付 (～10日) 消費税の中間申告 (年11回の方)	都民税・特別区民税の特別徴収
----	--------------------------------------	----------------

※申告や納付期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日とその期限となります。

★所得税の青色申告承認申請書★

最初に青色申告をしようとする年の3月15日までに税務署に提出してください。

新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内に提出してください。相続による事業承継の場合は別途規定があります。

★青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書★

その年分以後の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、3月15日までに税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出してください。

なお、専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出してください。

青色申告会関係 口座引落日

- ・青色申告会会費・・・5月23日・11月24日の年2回
- ・青色共済会費・・・6月23日・9月23日・12月23日・3月23日の年4回
- ・東京傷害保険・がん保険保険料・・・6月23日・12月23日の年2回
- ・小規模企業共済掛金・・・毎月18日
- ・経営セーフティ共済掛金・・・毎月27日

※振替日が休日の場合、翌営業日

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

蒲田税務署からのお知らせ

税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までをお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

9時～15時

までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です**個人事業者の方****申告所得税**消費税及び
地方消費税（個人）**源泉所得税****振替納税
（口座振替）****【利用可能税目】**申告所得税
消費税及び地方消費税（個人）**【納付方法】**

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能**【オススメな方】**毎年確定申告を提出する
個人事業者**ダイレクト納付****【利用可能税目】**

電子申告が可能な税目（源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など）

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
※オンラインによる提出も可能✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能**【オススメな方】**毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

電子納税証明書（PDF）なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax（Web版）を使って請求&受け取ることができます。
納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ
（<https://www.nta.go.jp>）「納税・納税証明書手続」をご覧ください。

**青色コーナー協力要請**

2月5日(水)、蒲田税務署において、青色申告制度の説明、青色申告制度の普及・拡大等を行う「青色コーナー」の設置に当たり、望月署長より江川会長に協力要請状が交付されました。



青色申告特別控除 65 万円を初めて目指す方のための 会計ソフト説明会のご案内

事業所得や不動産所得（事業的規模）を営んでいる青色申告をされている方で、①正規の簿記の原則により記帳、②申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付、③期限内申告、④電子申告又は電子帳簿保存をしている方については、青色申告特別控除として最高 65 万円を控除することができます。（令和2年分から④の要件が増えました。）

青色申告特別控除最高 65 万円の適用を受けたい方は、複式簿記の基礎知識は必要不可欠です。また、簿記の知識だけでは、申告書に添付する貸借対照表、損益計算書を作成することは出来ませんが、会計ソフトを利用することによって、記帳の効率化を図ることが出来ます。

本年の「青色申告特別控除 65 万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会」は、引き続き感染症対策として、個別での対応とさせていただきます。青色申告特別控除 65 万円の対象になるかの確認、会計ソフトの利用申込、今後の指導の流れ等をご説明いたします。毎年何人もの方が、青色申告特別控除 65 万円を適用できるようになっておりますので、ご希望の方は下記によりお申込みください。

- ◆ 日 程：令和7年4月21日（月）～ 25日（金） 午前9時30分／午後1時30分
- ◆ 会 場：事務局
- ◆ 参加資格：パソコン（Windows10・11）を所有し、パソコンの基本操作ができること
（令和2年分より青色申告特別控除の要件が変更になったため）
- ◆ 持 ち 物：令和6年分 決算書・確定申告書（控）
現在つけている帳簿・筆記用具（ボールペン）・印鑑
4,000円（テキスト代と令和7年度分会計ソフト利用料）
- ◆ 受 付：3月24日（月）以降に、事務局までお電話ください。

都税だより

☆個人事業者の方へ 事業所得税（23区内）の申告納付期限は3月17日（月）です

事業所得税は、都市環境の整備・改善の事業費に充てるために、事業所等において行われる事業に対して課税される目的税です。23区内において、事業所等の合計床面積が1,000.0㎡を超える場合には資産割が、事業所等の合計従業員数が100人を超える場合には従業員割が、事業主に課税されます。

個人事業者の方で、前記要件に該当する場合は、令和7年3月17日（月）までに、主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所へ申告・納付してください。

なお、前年に事業所税の納税義務があった場合、23区内全域の事業所等の合計床面積が800.0㎡を超える場合又は合計従業員数が80人を超える場合にも、申告が必要となります。

☆自動車の移転・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者・割賦販売の場合は使用者の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。手続がお済みでない、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所へ手続をお済ませください。

☆引越をしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越をしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所へ自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

なります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

【お問い合わせ先 大田都税事務所
電話 03(3733)2411（代表）

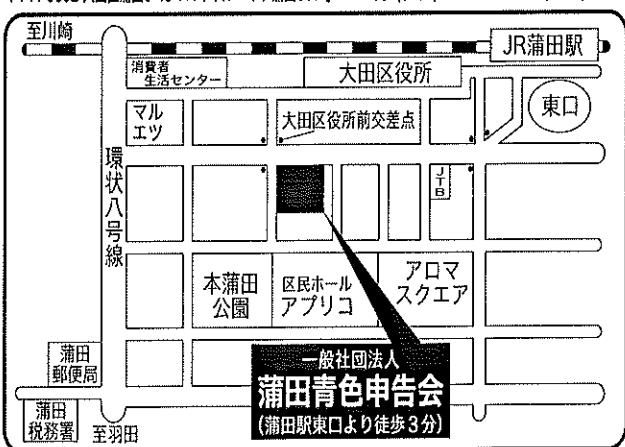
一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

3月24日（月）に令和7年5月～7月分が引落しされます。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。領収書は発行いたしませんので、ご了承ください。

二月 事業報告

三月二十八日 所得税確定申告指導会 事務局
三日 青色コーナー勉強会 事務局
五日 青色コーナー協力要請状交付 蒲田税務署